

令和4年8月20日

各自治会長 様

新居浜市役所廃棄物対策課
課長 近藤 淳司

自治会の施設搬入ごみに係る処理手数料の免除手続について（お知らせ）

平素から、新居浜市環境行政に多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり本市におきましては、今年度10月からの家庭ごみの一部有料化を決定し、改めて、ごみの減量に取り組んでいくこととしています。

同月以降、清掃センター・最終処分場に搬入するごみについて手数料が発生しますが、自治会が搬入するごみにつきましては、その活動支援や、ごみステーション・地域の清掃ごみが多いことを鑑み、申請に基づき同手数料を免除することとしております。

つきましては、活動に伴い、清掃センター等にごみを搬入する自治会につきましては、次に掲げる書類の裏面記載事項をご承諾の上、表裏のそれぞれに自治会名・会長住所・会長氏名をご記入いただき、令和4年9月5日（月）までに、下記担当までご提出いただきますようお願い申し上げます。

その後、申請自治会に対しまして、9月のメール便で減免決定通知書を送付させていただきますので、10月以降、施設に自治会ごみを搬入する際には、同通知書を施設受付で提示いただきますようお願いいたします。

提出書類 （別紙）一般廃棄物処理手数料減免申請書

※ 提出は、メール（PDF）、FAX、郵送、持参のいずれかでお願います（表裏両方の記載・提出をお願いします。）。

記載は、表裏それぞれの右上の、自治会名・会長住所・会長氏名のみです。

事務担当 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
(電話) 65-1252 (FAX) 65-1255
(メール) gomi@city.niihama.lg.jp

市役所市民環境部環境エネルギー局 廃棄物対策課 近藤（副課長）

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)新居浜市長

申請者 住 所
氏 名

一般廃棄物処理手数料減免申請書

次の理由により、一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けたいので、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の規定により申請します。

| |
|--|
| 減額又は免除申請の理由 自治会等の活動に伴って生じた廃棄物であるため。 |
| 減額又は免除を受けようとする一般廃棄物の種類及び手数料 自治会等の活動に伴って生じた廃棄物 |

※これから下の欄は記入しないでください。

決 定 伺

| | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 次のとおり決定してよろしいか。 | | |
| 当 初 の 手 数 料 | 減額又は免除後の手数料 | 差 引 |
| 円 | 円 | 円 |
| 決定の要旨 | | |
| 起 案 第 号 | 決 裁 | 決 定 年 月 日 |
| 年 月 日 | | 年 月 日 |

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 自治会名（団体名）
会長（団体長）住所
会長（団体長）氏名

当自治会（団体）は、一般廃棄物処理手数料減免申請に当たり、次の点を確認します。

- 1 会員が自ら、自治会（団体）活動から出た廃棄物のみ施設に搬入し、家庭ごみや事業ごみは混入させません。
- 2 市の施設で処理できない廃棄物が混入していたときは、持ち帰ります。
- 3 家庭ごみの定期収集に準じて、可能な範囲で分別して搬入します。
- 4 搬入に当たっては、施設職員の指示に従います。